

みどり青色申告会会員のみなさまへ

日本公庫 融資制度のご案内

日本公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。当公庫国民生活事業では様々な融資制度で新たに事業を始める方や事業開始後間もない方、事業を営む方への事業資金をご融資しています。

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標の達成に貢献する事業を行う方

まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度【新設】	
制度の特徴	対象者欄の要件を満たす方は、対象制度に定める利率から0.1%引き下げます。
対象制度	一部を除く普通貸付、特別貸付、経営改善資金貸付及び生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含みます。）
対象者 ▶対象制度を適用する方で右記のいずれかの要件を満たす方	① 地方（※1）で、新たに1名以上（従業員21名以上の場合は3名以上）の若者（35歳未満）を雇用する方 ② 本社を東京23区から地方に移転する方、または店舗・事務所、工場等を地方に新設もしくは増設する方 ③ 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「くるみん認定」を受けた方 ④ まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略により、地方創生に資する事業として、地方公共団体が認めた事業を行う方
お使いみち	対象制度に定めるお使いみち ただし、対象者①、②の設備資金は地方で使用する設備に限ります。

（※1）「地方」とは、東京23区、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市を除く地域をいいます。

新たに事業を始める方や事業開始後1年以内の方

創業支援貸付利率特例制度	
制度の特徴	各融資制度で定める利率から0.2%（女性または30歳未満の方及びUターン等により地方で創業する方（※2）については0.3%）引き下げます。

（※2）Uターン等により地方で創業する方とは、仙台市、東京23区、名古屋市、大阪市、福岡市（以下「都市」といいます。）に居住又は勤務している方で、都市以外で創業する方をいいます。ただし、東京23区に居住又は勤務している方につきましては、東京23区を除く都市で創業する場合も含まれます。

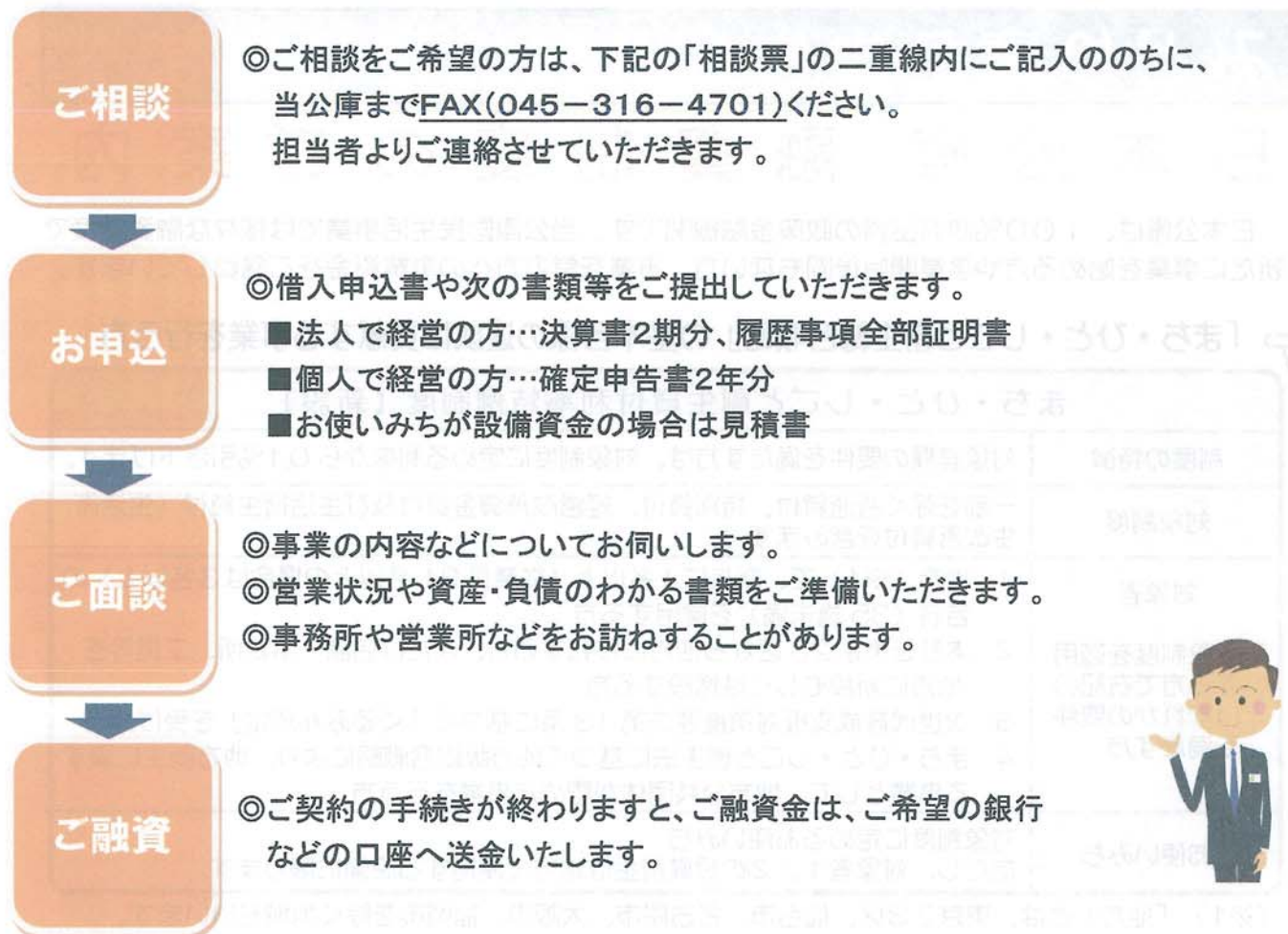
売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方

経営環境変化対応資金	
ご融資額	4,800万円以内
ご返済期間	設備資金 15年以内 運転資金 8年以内
資金の特徴	認定経営革新等支援機関（※3）、または日本公庫の経営支援を受けて、財務内容の健全化を目標とする計画を策定する事業者が必要とする運転資金にかかる利率は、特別利率Rが適用されます。

（※3）認定経営革新等支援機関は、税理士、商工団体等が認定されています。詳しくは中小企業庁ホームページにてご確認ください。

- 金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種を除き、ほとんどの業種の方にご利用いただけます。
- ご案内の融資制度は平成28年5月時点のものであり、適用には一定の要件があります。
- お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる金利が適用されます。
- 担保等については、お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
- 審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

日本公庫のご利用の手続き



相談票

お名前(会社名):	代表者名:
ご住所:	お電話番号:
<p>該当項目の口に「✓」点をお付けください。</p> <p><input type="checkbox"/> 興味があるので、公庫の担当者から電話をもらいたい。</p> <p><input type="checkbox"/> パンフレット、借入申込書など融資に関する詳しい資料を送ってほしい。</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	

ご記入いただいたお客さまの情報は、下記の利用目的の範囲内で利用いたします。

- 1 お客さまのご本人確認(融資制度等をご利用いただく要件等の確認を含む。)
- 2 アンケートの実施等による調査・研究および参考情報の提供
- 3 融資制度等のご案内のためのダイレクトメールの発送等(任意)
- 4 ご質問、お問い合わせ、公庫からの照会、その他のお取引を適切かつ円滑にするための対応

※上記3の利用目的に同意されない方は、右の口に「✓」をお付けください。 前3の利用目的で利用することに同意しません。

〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-7

日本政策金融公庫 横浜西口支店 国民生活事業

Tel 045-311-2648 Fax 045-316-4701

融資相談係

